

業 務 委 託 契 約 書 (案)

委 託 業 務 名	大分県立図書館等設備等維持管理保安業務委託		
委 託 業 務 場 所	大分県立図書館、大分県公文書館、大分県立先哲史料館及び駐車場 大分市王子西町14番1号 他		
契 約 期 間	令和4年10月1日から 令和7年9月30日まで		
委 託 金 額	¥	—	
	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥		—)
内 訳			
令和4年度	¥	— (月額¥	—)
令和5年度	¥	— (月額¥	—)
令和6年度	¥	— (月額¥	—)
令和7年度	¥	— (月額¥	—)
契 約 保 証 金	免除		

上記の委託業務について、委託者 大分県立図書館長 宮迫 敏郎 (以下「甲」という。)と
受託者 (以下「乙」という。)と
は、次の条項により業務委託契約 (以下「契約」という。)を締結し、信義に従って誠実にこれ
を履行するものとする。

(業務の内容)

第1条 契約の対象となる業務 (以下「業務」という。)の内容は次のとおりとする。

- [1] 警備業務及び駐車場管理業務
- [2] 電気、機械等設備管理業務
 - (1) 庁舎の電気、機械設備の一般管理業務
 - (2) 設備の運転、監視及び日常巡視点検業務
 - (3) 設備の定期点検、測定、整備業務
 - (4) 庁舎内の防災・防犯管理業務
 - (5) 庁舎等施設・設備の軽微な営繕業務
 - (6) その他庁舎の施設・設備の管理上必要な一般的業務
- [3] 受付案内業務

(業務の実施)

第2条 乙は、業務の実施にあたり、関係法令及び大分県教育委員会自家用電気工作物保安規程で定める事項を遵守し、別紙「大分県立図書館等設備等維持管理保安業務委託仕様書」及び「建築保全業務共通仕様書（平成30年版 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」（以下「仕様書等」という。）に従い、善良なる管理者の注意義務をもって業務を実施しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、この契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の承諾を受けた場合はこの限りでない。

(再委託の禁止等)

第4条 乙は、業務の全部又は一部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、第1条の[2]の(3)の業務について、書面により甲の承諾を受けた場合はこの限りでない。

2 乙は、業務の一部（第1条の[2]の(3)の業務を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を甲に提出し、承認を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

3 前項の規定は、乙がコピー、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型制作、翻訳、購入、消耗品購入、会場借り上げ等の軽微な業務を再委託しようとするときは、適用しない。

4 第2項なお書きの規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。

5 乙が委託業務の一部を第三者に委託する場合においた、これに伴う第三者の行為については、その責任を乙が負うものとする。

(監督員)

第5条 甲は、監督員を定めたときは、書面をもってその氏名を乙に通知するものとする。

2 監督員は、契約書に定めるもののほか、仕様書等の定めるところにより次に掲げる権限を有する。

(1) 業務の実施に関する乙又は乙を代理して乙の従業員を管理し、指揮監督する者（以下「現場代理人」という。）との業務連絡及び調整

(2) 業務の実施状況に関する立ち会い及び業務の実施結果に関する確認

(現場代理人)

第6条 乙は、業務の実施にあたり、現場代理人を定め、書面をもってその氏名を甲に通知しなければならない。

2 現場代理人は、常に監督員と連携を保ち、次に掲げる職務を行う。

- (1) 業務実施の総括管理
- (2) 乙の従業員の指揮監督
- (3) 業務の実施に関する監督員との業務連絡及び調整

(電気主任技術者)

第7条 乙は、第1条の〔2〕の業務の実施にあたり、電気主任技術者を定め、書面をもってその氏名を甲に通知しなければならない。

2 第1条の〔2〕の業務を推進するため、以下イ、ロ、ハについて誠実に履行すること。

イ 甲は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、乙が選任した電気主任技術者の意見を尊重すること。

ロ 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、乙が選任した電気主任技術者がその保安のためにする指示に従うこと。

ハ 乙が選任した電気主任技術者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行うこと。

(業務の計画、報告等)

第8条 乙は、仕様書に定める業務の実実施計画を策定し、書面をもって甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の実実施計画に基づき業務を実施するものとする。

3 乙は、建物及び施設等に損傷又は不良箇所を発見したときは、速やかに甲に報告しなければならない。

4 甲は、必要と認めるときは、業務の実実施状況について調査し、又は乙に報告を求めることができる。

(施設等の提供)

第9条 甲は、乙が業務の実実施のため必要とする施設及び用水、光熱等のうち仕様書等に定めるものを無償で提供する。

(計測機器、工具及び資材)

第10条 乙が業務の実実施のため必要とする計測機器、工具及び資材は、設備機器に付属する特定の備品及び工具を除き乙の負担とし、その種別等は仕様書等に定める。

(業務実施の検査)

第11条 乙は、業務を実施した日の翌日に、業務の実実施結果を日誌等により甲に報告し、監督員の確認を受けなければならない。

2 乙は、毎月業務の実実施結果を書面により甲に報告し、検査を受けなければならない。

(仕様書等に不適合の場合の修補)

第12条 業務の実施結果が仕様書等に適合していないと認められる場合は、甲又は監督員は修補を乙又は現場代理人に求めることができる。

(委託金額の支払)

第13条 委託金額の月額は、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）とする。ただし、解約の効果発生により契約期間の終了が月の途中となるときは一月を30日とした日割り計算（円未満切捨て）によって算定する。

- 2 乙は、第11条第2項の規定による検査に合格したときには、甲に委託金額の支払いを請求するものとする。
- 3 甲は、前項の請求があったときは、適法な請求を受けた日から起算して30日以内に委託金額を支払わなければならない。
- 4 委託金額の支払いは月額払いとする。

(規律維持及び機密の保持)

第14条 乙は、業務に従事する従業員の風紀及び規律の維持に責任を負い、秩序ある業務の実施に努めなければならない。

- 2 乙は、業務上知り得た機密を厳守しなければならない。この契約終了後においても同様とする。

(個人情報保護)

第15条 乙は、本業務を行うにあたり取り扱う個人情報（大分県個人情報保護条例第2条第1項に規定する個人情報をいう。）については、別記「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」を遵守しなければならない。

(労働法上の責任)

第16条 乙は、乙の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法その他法令が定めるすべての責任を負わなければならない。

(損害の賠償)

第17条 乙は、業務の実施にあたり、甲もしくは第三者に損害を与えたときは、甲の責めに帰すべき事由による場合のほか、その賠償の責めを負わなければならない。

(業務内容の変更等)

第18条 甲は、業務上必要があると認めるときは、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止させることができる。この場合において委託金額を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

(契約の解除)

第19条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をしないでこの契約を解除することができる。この場合において、乙に損害が生じても甲は賠償の責めを負わない。

(1) この契約に違反したとき。

(2) 乙の責めに帰すべき理由により、契約期間中に業務を継続する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 乙の業務の実施が著しく不誠実だと認められ、又は契約を誠実に履行する意志がないと認められるとき。

(4) 正当な理由なく甲の指示に従わないとき。

(5) 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。

2 甲は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときには、乙と協議の上この契約を解除することができる。

(違約金)

第20条 乙の責めに帰すべき事由により、甲が契約を解除したときは、乙は解除の日から10日以内に委託金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(契約保証人)

第21条 乙は、この契約の履行を担保するため、甲が適当と認めた契約保証人1人を立てなければならない。

2 契約保証人は、乙の責による理由により委託業務が履行できなくなったとき及び契約解除の申入れを甲より承諾されたときは、第3条の規定にかかわらず乙の権利、義務を承継する。

3 契約保証人は、契約により生ずる損害賠償金及び違約金の支払いを保証するものとする。

4 乙は、契約保証人が死亡し、又はその資格及び能力を失ったときは、速やかにこれに代わる契約保証人を立てなければならない。

(契約外の事項)

第22条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた事項については、必要に応じ甲乙協議してこれを定めるものとする。

(特約事項)

第23条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合は、当該契約は解除する。

本契約の証として本書3通を作成し、当事者が記名押印の上、各自1通を保持する。

令和 年 月 日

甲

委託者

大分市王子西町14番1号

大分県立図書館

館長 宮迫 敏郎 印

乙

受託者

住 所

商号又は名称

代表者氏名 印

契約保証人

住 所

商号又は名称

代表者氏名 印

機密保持及び個人情報保護に関する特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、機密情報（本契約に基づき相手方から提供を受ける技術情報及び行政の運営上の情報等で、秘密である旨を示されたもの。）及び個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）（以下「機密情報・個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、人の生命、身体、財産その他の権利利益を害することのないよう、機密情報・個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による業務に関して甲から提供を受けた機密情報・個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、この契約による業務を行うために機密情報・個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第4条 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた機密情報・個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理)

第5条 乙は、この契約による業務を処理するため収集、作成した機密情報・個人情報又は甲から引き渡された電子媒体に記録された機密情報・個人情報を漏えい、き損及び滅失（以下「漏えい等」という。）することのないよう、当該機密情報・個人情報の安全な管理に努めなければならない。

- 2 乙は、甲が同意した場合を除き、前項の機密情報・個人情報を事業所内から持ち出してはならない。
- 3 乙は、機密情報・個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 乙は、この契約による業務を処理するために使用するパソコンや電子媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、甲が承諾した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。
- 5 乙は、この契約による業務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。
- 6 乙は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他機密情報・個人情報等の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。
- 7 乙は、機密情報・個人情報を、その秘匿性等その内容に応じて、次の各号に定めるところにより管理しなければならない。
 - (1) 金庫、保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管すること。
 - (2) 電子データとして保存及び持ち出す場合は、可能な限り暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとること。
 - (3) 保管・管理するためのシステムに対するアクセスを監視及び記録すること。
 - (4) 保管・管理するための台帳を整備し、機密情報・個人情報の受け渡し、使用、複写又は複製、保管、持ち出し、廃棄等の取扱いの状況等を記録すること。
 - (5) 盗難・漏えい・改ざんを防止する適切な措置を講じること。

(6) バックアップを定期的に行い、機密情報・個人情報が記載された文書及びそのバックアップに対して定期的に保管状況及びデータ内容の正確性について点検を行うこと。

(目的外利用及び提供の制限)

第6条 乙は、この契約による業務に関して甲から提供を受けた機密情報・個人情報を契約の目的にのみ利用するものとし、本契約期間中はもとより契約を解除又は終了した後といえども、他者へ提供若しくは譲渡し、又は自ら用いる場合であっても他の目的に利用してはならない。ただし、甲の指示又は承諾を得たときは、この限りでない。

(返却及び廃棄)

第7条 甲から引き渡された電子媒体に記録された機密情報・個人情報のほか、この契約による業務を処理するために甲の指定した様式により、及び甲の名において、乙が収集、作成、加工、複写又は複製した機密情報・個人情報は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、委託業務完了時に、甲の指示に基づいて、前項の機密情報・個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

3 乙は、機密情報・個人情報を廃棄する場合、電子媒体を物理的に破壊する等当該機密情報・個人情報等が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 乙は、パソコン等に記録された機密情報・個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では、当該機密情報・個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 乙は、機密情報・個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。

6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(責任体制の整備)

第8条 乙は、機密情報・個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(業務責任者及び業務従事者の監督)

第9条 乙は、この契約による業務に関して機密情報・個人情報を取り扱う責任者（以下「業務責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。業務責任者及び業務従事者を変更する場合も、同様とする。

2 乙は、業務責任者に、業務従事者が本件特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。

3 乙は、業務従事者に、業務責任者の指示に従い本特記事項を遵守させなければならない。

(派遣労働者)

第10条 乙は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等機密情報・個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第2条に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による機密情報・個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(教育の実施)

第11条 乙は、業務責任者及び業務従事者に対し、この契約による業務に関する情報を取り扱う場合に遵守すべき事項、関係法令に基づく罰則の内容及び民事上の責任その他委託業務の適切な履行のために必要な事項に関する教育又は研修を実施しなければならない。

(意見聴取)

第12条 甲及び乙は、法令（甲の情報公開条例を含む。）に基づき相手方の機密情報が記載された文書の提供又は提出の請求がなされた場合には、法令の趣旨に則り、提供又は提出に関し、相手方に対し意見を述べる機会又は意見書を提出する機会を設ける等、提供又は提出に係る手続上の保障を与えるものとする。

(知的財産権)

第13条 乙は、甲が行う機密情報の提供は、乙に対して現在又は今後、所有又は管理するいかなる特許権、商標権その他の知的財産権の使用権及び実施権を付与するものでないことを確認する。

(対象外)

第14条 甲及び乙は、次の各号に該当する情報は、機密情報として扱わないことを確認する。ただし、機密情報に該当しないことはこれを主張する側において明らかにしなければならないものとする。

- (1) 提供時点で既に公知であった情報、又は既に保有していた情報
- (2) 提供後、受領者の責めに帰すべからざる事由により公知となった情報
- (3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
- (4) 機密情報を利用することなく独自に開発した情報
- (5) 保持義務を課すことなく第三者に提供した情報

2 個人情報の取扱いにおいては、甲及び乙は前項を適用しない。

(契約内容の遵守状況の報告)

第15条 甲は必要があると認めるときは、乙に対し、この契約による業務に関する機密情報・個人情報の管理状況及び情報セキュリティ対策の実施状況について報告を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第16条 乙は、この契約による業務の処理に関して機密情報・個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る機密情報・個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の漏えい等があった場合には、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等があった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

3 乙は、甲との協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(監査・調査等)

第17条 甲は、必要があると認めるときは、乙が処理するこの契約による業務に係る機密情報・個人情報の取扱い状況について、随時監査、調査等することができる。